

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

#### 大和市規則第11号

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中第18号を第19号とし、第10号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

10	学校運営協議会委員	年額	6,000
----	-----------	----	-------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。